

五条の規定にかかわらず、昭和五十八年三月三十一日までの間は、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十七号）による改正前の特別職の職員に關する法律別表第一に掲げる政務次官の俸給月額に相當する金額とする。

附則

1 この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「改正規定」の下に、並びに附則第四項の規定を加える。

附則に次の一項を加える。

4 政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額は、改正後の法第三条及び別表第一の規定にかかわらず、昭和五十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

理由

議員の歳費月額について、昭和五十八年三月三十一日までの間、従前の額に据え置くこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律（昭和三十二年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第一項第四号中「二十年以上」を「二十年以上二十五年未満」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 在職期間が二十五年以上の場合 百分の二十五

附則
この法律は、昭和五十七年四月一日から施行する。

理由

在職期間が二十五年以上の国会議員の秘書に対する勤続特別手当の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

（昭和二十二年九月一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

別表第二中「二、〇〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「五、一〇〇円」に改める。

附則

この規程は、昭和五十七年四月一日から施行する。

議院運営委員会議録第十四号中正誤

改正 誤

一四七 戸田菊雄君さん 戸田菊雄さん

昭和五十七年三月三十一日印刷

昭和五十七年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D